

奥州市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月17日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和4年2月14日、2月15日及び2月16日

本監査 令和4年2月17日

(2) 監査の対象

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
水沢地区町内会連絡協議会	水沢地区センター及び堀ノ内公園体育館	協働まちづくり部 地域づくり推進課
黒石地区振興会	黒石地区センター	
岩谷堂地区振興会	岩谷堂地区センター及び岩谷堂地区総合運動場	
梁川振興会	梁川地区センター及び江刺林業 者等健康増進センター	
古城振興会	古城地区センター	
北股地区振興会	北股地区センター	
南股地区振興会	南股地区センター	

(3) 監査事項

令和2年度に市が公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 水沢地区町内会連絡協議会

施設の名称 水沢地区センター及び堀ノ内公園体育館

協定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 18,278,000円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市都市公園条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 黒石地区振興会

施設の名称 黒石地区センター

協定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 8,786,000円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(3) 岩谷堂地区振興会

施設の名称 岩谷堂地区センター及び岩谷堂地区総合運動場

協定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 11,155,841円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、江刺地域スポーツ広場条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(4) 梁川振興会

施設の名称 梁川地区センター及び江刺林業者等健康増進センター

協定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 9,648,640円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、江刺林業者等健康増進センター条例、同条例施行規則、奥州市市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(5) 古城振興会

施設の名称 古城地区センター

協定期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 8,448,580円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(6) 北股地区振興会

施設の名称 北股地区センター

協定期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理料 10,212,000円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(7) 南股地区振興会

施設の名称 南股地区センター

協定期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理料 9,836,000円（令和2年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。